

日本ゲートボール連合 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://gateball.or.jp/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類（番号）
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(1)(2) 下記により、中期基本計画に相当する「ゲートボール再生プロジェクト」を策定・公表している。 関連サイト： https://gateball.or.jp/news/7618/ (3) 「ゲートボール再生プロジェクト」の策定に当たり、理事会・評議員会にて幅広く意見を募った。	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年度事業計画書（1） ・2020年度事業計画書（2） ・2021年度事業計画書（3） ・2019年度定時評議員会 議事録（40） ・第22回理事会 議事録（41）
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	(1) 人材の採用及び育成に関する計画や策定・公表に至っていない。 (2) 再生プロジェクトで構成する「競技団体から社会貢献組織」への改革の中で、人材教育等の制度設計を検討する。 ※ 本連合では、事業規模や財政事情により、定期的な採用は行えないと考えている。 ※ 2026年8月までに策定・公表する。 ※ 現在進行中の再生改革の中で、重要性・優先順位を考慮しながら的確に対応していく。	
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	(1) 財務の健全性確保に関する計画の策定・公表に至っていない。 (2) 本連合では、費用の見直し、予算決算との比較や分析、正味財産の把握等を行いながら、団体創設以来健全性確保に努めている。 ※ 2026年8月までに策定・公表する。	

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類（番号）
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 外部理事は、11名のうち7名であり（63.6%）、目標割合に達している。外部理事の根拠としては、日本ゲートボール連合職員及び47都道府県（加盟団体）以外。 (2) 女性理事は、11名のうち3名であり（27.3%）、目標割合を下回っている。 (3) 再生プロジェクトにおける本連合の組織改革と合わせながら、適切な目標割合を検討しつつ、その達成に務める。 ※ 理事会・評議員会で、現在目標達成（外部理事25%、女性理事40%）に向けて取り組んでいる旨、説明している。 ※ 2024年3月末までに目標割合達成に向けた具体的な方策を講じる。	・ 理事・監事名簿（4）
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 外部評議員は、12名のうち10名であり（83.3%）、目標割合に達している。外部評議員の根拠としては、日本ゲートボール連合職員及び47都道府県（加盟団体）以外。 (2) 女性評議員は、12名のうち3名であり（25.0%）、目標割合を下回っている。 (3) 再生プロジェクトにおける本連合の組織改革と合わせながら、適切な目標割合を検討しつつ、その達成に務める。 ※ 理事会・評議員会で、現在目標達成（外部評議員25%、女性評議員40%）に向けて取込んでいる旨、説明している。 ※ 2024年3月末までに目標割合達成に向けた具体的な方策を講じる。	・ 評議員名簿（5）
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1) 加盟団体及び市区町村団体の役職員や専門委員は、ほぼアスリートによるボランティアで成り立っており、各種会議をつうじて、アスリートの意見が反映している。 (2) 一部の加盟団体役員には、本連合の評議員・理事として就任いただいております、アスリートの意見が組織運営に反映できる仕組みとなっている。 ※ 上記のような運用をしているが、今後、2026年8月までに委員会を設置する。	
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	(1) 定款で定める8名以上15名以内のなかで、現在11名の理事による理事会を構成している。 (2) 加盟団体、スポーツ団体、学校教育機関、メディア等、多様なキャリアを有する理事であり、中立性をもった適正な組織運営ができている。	・ 定款（6） ・ 理事・監事名簿（4）
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	(1) 業務執行理事に対し、選定時に原則として満68歳未満と定めている。 ※ 業務執行理事以外の理事に対しては年齢制限を設けていないため、2026年8月末までに規程変更等の対応をとる。	・ 定款（6）

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類 (番号)
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	(1) 10年超に関する再任を制限する規程等はない。 (2) 再生プロジェクトにおける本連合の組織改革と合わせながら、再任回数の上限を設定する。 ※ 2026年8月までに規程等策定・公表する。 ※ 現在進行中の再生改革の中で、重要性・優先順位を考慮しながら的確に対応していく。	
			【激変緩和措置 (または例外措置) が適用される場合に記入】	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(1) 役員候補選考委員会を設けていない。 (2) 2026年8月までに、役員候補者選考委員会における役員候補者等の決定を、理事会等の他の機関から独立して行う。	
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程は、「公益財団法人日本ゲートボール連合及び加盟団体倫理規程」、「公益財団法人日本ゲートボール連合及び加盟団体役職員行動規範」を整備している。	・公益財団法人日本ゲートボール連合及び加盟団体倫理規程 (7) ・公益財団法人日本ゲートボール連合及び加盟団体役職員行動規範 (8)
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	(1) その他組織運営に必要な規程は、「加盟団体及び会員規程」、「専門委員会規程」、「アドバイザー会議運営規程」、「理事の職務権限規程」、「経理規程」、「旅費規程」を整備している。	・加盟団体及び会員規程 (9) ・専門委員会規程 (10) ・アドバイザー会議運営規程 (11) ・理事の職務権限規程 (12) ・経理規程 (13) ・旅費規程 (14)
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	(1) その他組織運営に必要な規程は、「文書管理規程」、「個人情報保護規程」、「個人情報外部委託管理規程」、「特定個人情報保護に関する基本方針」を整備している。	・文書管理規程 (15) ・個人情報保護規程 (16) ・個人情報外部委託管理規程 (17) ・特定個人情報保護に関する基本方針 (18)

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類（番号）
14	〔原則3〕組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役員報酬等に関する規程を整備しているか	(1) その他組織運営に必要な規程は、「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」、「職員給与規程」を整備している。	・役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程（19） ・職員給与規程（20）
15	〔原則3〕組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	(1) その他組織運営に必要な規程は、「資産運用規程」、「ゲートボール振興基金規程」、「ゲートボール活性化のための再生事業基金規程」を整備している。	・資産運用規程（21） ・ゲートボール振興基金規程（22） ・ゲートボール活性化のための再生事業基金規程（23）
16	〔原則3〕組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	(1) 加盟団体及び会員規程において、加盟団体分担金、賛助会員会費を定めている。	・加盟団体及び会員規程（9）
17	〔原則3〕組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	(1) 「代表選手・代表チーム」に関する単独での選考制度には至っていない。 (2) 世界大会等の日本代表チームの選考については、前年度の全日本選手権大会が選考対象大会であると全チームに送っている。 ※ 2026年8月までに代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程、また選手の権利保護に関する規程を整備する。	
18	〔原則3〕組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	(1) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程は、「審判員規程」を整備している。 (2) 本連合主催全国大会が主催される都道府県加盟団体で、大会開催までに審判員研修会を複数回開催し、優秀な審判員の選別を行っている。（公益財団法人日本ゲートボール連合認定審判員）	・審判員規程（24）
19	〔原則3〕組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	(1) 以前は、弁護士、税理士、公認会計士と契約をしていたが、財政事情等により、現在は公認会計士との契約を締結している。 (2) 財政的・人的問題により、相談案件が発生した時点で対応することとしている。 (3) 潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断する法的知識を有している総務部の職員が対応する。	・公認会計士との契約書（25）

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類（番号）
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	(1) コンプライアンスに限定した委員会はないが、裁定委員会規程を整備している。 ※ 2026年8月までに規程等策定・公表する。	・ 公益財団法人日本ゲートボール連合裁定委員会規程（26）
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	(1) 財政的・人的問題により、当該案件が発生した時点で設置することとしている。 ※ 2026年8月までに規程等策定・公表する。	
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 日本スポーツ協会をはじめとする、各種団体が実施している研修会等に出席するとともに、役職員への習得内容の共有を行う。 ※ 2026年8月までに、すべての役職員に少なくとも年に1回以上の外部講師等による講習会の参加を義務付ける。	・ スポーツ団体におけるコンプライアンスの徹底に関するセミナーの参加（27）
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 研修会等をつうじ、特にフェアプレーの徹底、暴力・ハラスメントの根絶に向けた指導を行っている。 (2) 47都道府県（加盟団体）にて、開催される更新講習会の資料（ゲートボールテキスト）をもとに、研修会が年に複数回行われている。 (3) 国体の監督会議にて、選手・指導者向けのコンプライアンス教育等の講習会を行っている。 (4) 指導者研修会を開催し、フェアプレーの徹底、暴力・ハラスメントの根絶に向けた指導等、コンプライアンス教育を行っている。 (5) アンチ・ドーピング教育・啓発活動として、本連合主催全日本選手権大会出場選手への関連資料の配布及びeラーニング受講への取り組みを行っている。	・ ゲートボールテキスト2021（28） ・ 指導者研修会開催要項（42） ・ 2019年度事業計画書（1） ・ 2020年度事業計画書（2） ・ 2021年度事業計画書（3）
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 研修会等をつうじ、特にフェアプレーの徹底、暴力・ハラスメントの根絶に向けた指導を行っている。 (2) 47都道府県（加盟団体）にて、開催される審判員研修会の資料（ゲートボールテキスト）をもとに、研修会が年に複数回行われている。 (3) 全国大会開催地の加盟団体で審判員研修会を2回行っている（5大会合計12回）	・ ゲートボールテキスト2021（28） ・ 2019年度事業計画書（1） ・ 2020年度事業計画書（2） ・ 2021年度事業計画書（3）
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	(1) 以前は、弁護士、税理士、公認会計士と契約をしていたが、財政事情等により、現在は公認会計士との契約を締結している。 (2) 財政的・人的問題により、相談案件が発生した時点で対応することとしている。	・ 公認会計士との契約書（25）

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類（番号）
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(1) 監事を設置している。 (2) 年間をつうじ、定期的に公認会計士の確認・指導を受けている。	・ 監査報告書 (29) ・ 理事・監事名簿 (4) ・ 公認会計士との契約書 (25)
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(1) 現在、国庫補助金は受け取っていない。 (2) その他の助成金については、各助成先団体が定めるガイドラインを遵守し、適切に会計処理を行うとともに、各助成先団体による監査等を受けている。	・ 2022年度 助成金交付決定のお知らせ (30)
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(1) 定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書・財務諸表等、事業所に常備し、閲覧できる状況を整えている。 (2) 上記書類等は、本連合ホームページで開示している。 https://gateball.or.jp/about/about_03.html	・ 2019年度事業報告書 (31) ・ 2020年度事業報告書 (32) ・ 2021年度事業報告書 (33)
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(1) 「代表選手・代表チーム」に関する単独での選考制度には至っていない。 ※ 2026年8月までに策定・公表	・ 公益財団法人日本ゲートボール連合及び加盟団体倫理規程 (7)
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	(1) 2020年より、ホームページにて自己説明を開示している。 https://gateball.or.jp/about/about_03.html	

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類（番号）
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1) 組織運営・業務運営上も常に留意し、適切に管理している。 ※ 2026年8月までに、利益相反ポリシーに基づいた規程を策定・公表する。	
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	(1) 詳細な利益相反ポリシーは作成していない。 ※ 2026年8月までに作成する。	
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1) 倫理規程にて相談窓口の設置と公表を定めている。 https://gateball.or.jp/contact/ (2) 現時点では通報専用窓口ではなく、代表電話による相談窓口にて対応している。代表電話窓口の担当者には、守秘義務を課している。 ※ 2026年8月までに通報制度の詳細と、運用体制を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益財団法人日本ゲートボール連合及び加盟団体倫理規程（7） ・ 公認会計士との契約書（25） ・ 個人情報保護規程（16）
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	(1) 通報専用窓口は設けていないが、相談窓口につながった際は、内容に応じて、公認会計士等と協議できる体制を整備している。 ※ 2026年8月までに通報制度の運用体制を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公認会計士との契約書（25）
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	(1) 懲罰制度に関する単独での規程は設けていない。 (2) 役員に関する当該案件が生じた場合、定款や職員就業規則等に基づく処分を行う。 (3) 競技及び競技会に関連する違反行為に対する懲罰については、規律委員会の調査及び審議を経て、理事会が決定する。（公益財団法人日本ゲートボール連合裁定委員会規程 第5条） ※ 懲罰制度・処分手続を構築し、それに伴い処分審査を行うものなどの規程を、2026年8月までに策定・公表する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款（6） ・ 職員就業規則（31） ・ 公益財団法人日本ゲートボール連合裁定委員会規程（26）
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	(1) 必要となった場合は、弁護士等と協議を行い、中立性及び専門性の担保に努める。 ※ 懲罰制度・処分手続を構築し、それに伴い処分審査を行うものなどの規程を、2026年8月までに策定・公表する。	

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類（番号）
37	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	(1) 自動応諾条項を定めていない。 (2) これまで当該案件は発生していない。 ※ 2026年8月までに策定・公表する。	
38	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	(1) これまで当該案件は発生していない。 (2) 発生した場合は、スポーツ仲裁の利用について説明することとしている。	・ スポーツ仲裁申立書 (35)
39	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1) 2020年度に新型コロナ感染予防対策マニュアルを設置した。 (2) その他については、整備ができていない。 ※ 2026年8月までに危機管理体制を構築する。	・ ゲートボール活動における感染拡大予防ガイドライン (36) ・ 公益財団法人日本ゲートボール連合新型コロナ感染予防モデル大会実施マニュアル (37)
40	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	(1) 不祥事は発生していない。 (2) 不祥事が発生した場合、関連諸規程に則って対処する。	・ 定款 (6) ・ 職員就業規則 (34) ・ 公益財団法人日本ゲートボール連合及び加盟団体倫理規定 (7) ・ 公益財団法人日本ゲートボール連合及び裁定委員会規程 (26)

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類（番号）
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	(1) 不祥事は発生していない。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	(1) 加盟団体及び会員規程において、関係性・義務・資格の喪失等を定めている。 ・2012年度 指導者研修会 ・2012年度 JGU加盟団体マネジメントセミナー ・2013年度 JGU加盟団体マネジメントセミナー ・2014年度 JGU加盟団体マネジメントセミナー ・2015年度 JGU全国ゲートボール指導者研修会 ・2016年度 JGU加盟団体マネジメントセミナー ・2016年度 JGU全国ゲートボール指導者研修会 ・2018年度 JGU加盟団体マネジメントセミナー ・2019年度 第1回ゲートボール再生プロジェクト全国会議 これら上記の取り組みのおかげで、健全な運営ができています。 コロナ禍の影響により、2年ほど全国会議・指導者研修会等が開催できていないが、自粛緩和されたことにより今後は定期的開催し、支援や助言等を行っていく予定である。	<ul style="list-style-type: none"> ・加盟団体及び会員規程（9） ・関係図（38） ・平成24年度 指導者研修会 報告書（43） ・平成24年度 加盟団体マネジメントセミナー レポート（44） ・平成25年度 JGU加盟団体マネジメントセミナー 次第（45） ・平成26年度 JGU加盟団体マネジメントセミナー レポート（46） ・平成27年度 JGU全国ゲートボール指導者研修会 レポート（47） ・平成28年度 加盟団体マネジメントセミナー レポート（48） ・2016年度 JGU全国ゲートボール指導者研修会 実施報告書（49） ・2018年度 JGU加盟団体マネジメントセミナー レポート（50） ・第1回ゲートボール再生プロジェクト全国会議 レジメ（39）
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	(1) 地方組織の代表者等が集まる「第1回ゲートボール再生プロジェクト全国会議にて「スポーツインテグリティの向上とスポーツ団体のガバナンスコードについて」講演を行った。 2020・2021年度は、コロナ禍の影響により実施できなかったが、自粛緩和されたことにより今後は定期的開催し、支援や助言等を行っていく予定である。	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回ゲートボール再生プロジェクト全国会議レジメ（39） ・2019年度事業計画書（1） ・2020年度事業計画書（2） ・2021年度事業計画書（3）